

あきたJAXAクロスイノベーション研究会規約

(名称)

第1条 本会は、「あきたJAXAクロスイノベーション研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が能代ロケット実験場において培った液体水素やロケット関連技術（以下「液体水素関連技術等」という。）に関する知見やノウハウ等を基礎として、県内外の企業や大学、研究機関など産学官の様々な分野、立場の関係者が交流・連携することにより、新たなイノベーションの創出や県内企業の関連産業への参入、人材育成等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- 一 研修・セミナー等を通じた液体水素関連技術等に関する情報の共有
- 二 液体水素関連技術等に係る事業者の連携促進・マッチング等の支援
- 三 その他本会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第4条 本会は次の各号に定める会員により構成する。

- 一 液体水素関連技術等への参入を目指す県内企業（県内に事業所を有する県外企業を含む。）
- 二 JAXA能代ロケット実験場を利用する又は利用を計画する県外企業
- 三 第2条の目的に賛同する大学、研究機関、行政機関等

(事務局)

第5条 秋田県産業労働部新産業創造課に事務局を置き、本会の事業実施・運営に関する企画・立案等を行う。

(連携機関)

第6条 JAXA及び能代市を連携機関とし、本会の円滑な事業実施・運営を確保する。

- 2 連携機関は、本会の事業を円滑に実施・運営するため、必要に応じて事務局と協議・調整を行う。

(入会及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 本会を退会しようとする会員は、退会届を事務局に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和6年7月20日から施行する。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。